

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 高区配水施設計装設備点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務の対象となる計装設備は、配水池・ポンプ場・配水幹線・緊急貯水槽の配水量・水位等を計測し、運転制御及び配水情報管理システムによって監視するものであり、高区配水施設の運用に必要不可欠な重要な設備である。
当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有するシステム独自の設計データがなければ、機能診断及び劣化診断における良否判断が不可能である。
標記業者は保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 札苗東公園ほか緊急貯水槽遮断弁点検整備業務No.5-6401
- 2 業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由

本業務は、緊急貯水槽に設置している緊急遮断弁の点検整備を行うものである。緊急遮断弁は、緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう点検整備を実施する必要がある。

本業務の対象機器は、前澤工業㈱が開発したものであり、専用部品や点検整備に必要な技術資料は開発業者の仕様となっており、一般に公開していない。

アフターサービス業務は平成 29 年 4 月にグループ会社である上記業者へ移行している。

以上のことから、上記業者は当該業務を的確に行える唯一の業者であることから特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。